

防府市身体障害者手帳第2種所持児童に対する通院時有料道路
利用料金助成事業要綱

平成18年1月16日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳第2種所持児童の福祉の増進を図ることを目的として、通院時有料道路利用料金の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる児童は、本市に住所を有し、身体障害者手帳第2種の交付を受けている18歳未満の児童に限るものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、前条に該当する児童が通院の際に利用した有料道路利用料金とする。ただし、各種割引により通常経費より低い金額を払った場合は、その額とする。また、助成できる有料道路区間は、その医療機関までの最短区間とする。

(助成金の額)

第4条 前条に掲げる額の半額とする。ただし、料金を半額にした際に端数が生じる場合、10円未満の端数は切り捨てる。

(申請)

第5条 助成を受けようとする児童の保護者は、当該経費を支払った月の翌日から起算して1年以内に身体障害者手帳第2種所持児童に対する通院時有料道路利用料金助成申請書(様式第1号)に当該通院に係る医療費の領収書及び有料道路利用料金の領収書若しくは証明書を添付して申請を行う。ただし、福祉医療の利用等により医療費の領収書が受けられない時は、通院証明書(様式第2号)をそれに代わり添付するものとする。

(決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、身体障害者手帳第2種所持児童に対する通院時有料道路利用料金助成決定(不決定)通知書(様式第3号)により申請者に通知する。決定後30日以内に、市長は申請のあった口座に決定額を振り込むものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

身体障害者手帳第2種所持児童に対する通院時有料道路利用料金助成申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 (児童の保護者)

住 所 防府市

氏 名

(電話番号)

下記のとおり身体障害者手帳第2種所持児童に対する通院時有料道路利用料金助成を受けたいので、申請します。

に 有 料 道 路 利 用 に 関 す る こ と	利用金額	円		
	利用年月日	年 月 日	利用区間	~
	通院先の医療機関	所在地 県 市		
障 害 児	氏 名		男・女	
	住 所			
	生 年 月 日	年	月	日
	身体障害者手帳番号	第	号	種
保 護 者	氏 名		続柄	
	住 所 (障害者と異なる場合)			
口 座	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店	口座名義 (カタカナ)	
			口座番号 (普・当)	

添付書類

- 1 今回の申請にかかる医療費の領収書
- 2 有料道路利用料金の領収書若しくは証明書 (ETC 利用の場合など)
- 3 医療費の領収書がない場合は通院証明書 (様式第2号)

様式第 2 号

通 院 証 明 書

住所 _____
通院者
氏名 _____

上記の者が、 年 月 日に通院したことを証明する。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
医療機関名 _____
院長または担当医師名 _____ (印)

(医療機関の方へ)

この証明書は、防府市身体障害者手帳第 2 種所持児童に対する通院時有料
道路利用料金助成事業の助成金を受けるための証明書です。お手数ですが、
ご協力お願いいたします。 防府市

第3号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長



身体障害者手帳第2種所持児童に対する通院時有料道路利用料金
助成決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった、身体障害者手帳第2種所
持児童に対する通院時有料道路利用料金に対する助成については、下記のと
おり決定（不決定）としたので通知します。

記

- 1 助成金額 円
- 2 振込期日 年 月 日
- 3 不支給の場合、その理由